

氏名

国債交付取扱店名	
----------	--

(市区町村使用欄)

記載上の注意

- 1 選択できる項目は、該当するもの又は該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「もとの身分」の欄は、障害の原因となった傷病の発生当時の身分を、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍軍属(雇員)」、「徴用工」等のように記載してください。
- 3 「退職時の本籍等」の欄は、戦傷病者等のもとの身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人又は軍属(内地勤務の軍属で旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者を除きます。)であった場合は、退職時の本籍地
 - (2) 徴用工、動員学徒、国民勤労報国隊員、戦闘参加者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の軍属(旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者に限ります。)、防空従事者等であった場合は、初めて障害年金等を請求した当時の居住地
- 4 「41 その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当する記号を選んで括弧の中に記載し、給付を受けたことがわかる年金証書等の写しを添付してください。

ア 郵政省共済組合障害年金	イ 日本鉄道共済組合障害年金
ウ 日本電信電話共済組合障害年金	エ 旧陸軍共済組合障害一時金
オ 旧海軍共済組合公傷病一時金	カ 旧通信部内職員共済組合傷痕給与金又は疾病給与金
キ 旧通信共済組合公傷一時金	ク 旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金
- 5 「これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合」の欄は、前回受けた戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券の名称、裁定通知書記号番号及び請求当時の住所を記載してください。
- 6 「欠格事由に該当するか」の欄は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は「該当する」を、いずれにも該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。
 - (1) 戦傷病者等の死亡前に、戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあったこと
 - (2) 戦傷病者等の死亡後から令和3年9月30日までに、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったこと
- 7 戦傷病者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名、生年月日及び住所のほか戦傷病者等の妻の特別給付金国庫債券の受給状況等を記載するとともに、「被相続人」の欄に戦傷病者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。
- 8 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等)
 - (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(国外居住請求者の代理人)
- 9 「国債の償還金希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。
- 10 最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。